特　記　仕　様　書

工 事 番 号 ： 令和８年度　第１２４号

工　 事　 名 ： 小規模農林業基盤整備工事

工 事 場 所 ： 明日香村大字橘　地内

工　　期 ： 契約締結日から　　令和9年3月26日　　まで

第１条　　本工事の施工にあたっては「土木工事共通仕様書（案）〔令和8年4月〕（以下「共通仕様書」という。）、土木工事施工管理基準及び規格値（案）〔令和8年4月〕、土木請負工事必携〔令和8年4月〕（奈良県 県土マネジメント部）」によるものとする。ただし、これらにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

第２条　　共通仕様書のうち、特に注意する項目は、次のとおりとする。

1-1-1-3　2.設計図書の照査等

1-1-1-7　コリンズ（ CORINS ）への登録

1-1-1-12　施工体制台帳

1-1-1-15　調査・試験に対する協力

1-1-1-33　事故報告書　（土木請負工事必携参照）

1-1-1-48　適正なコンクリート工事の施工　（土木請負工事必携参照）

1-1-1-49　ダンプトラックによる過積載等の防止　（土木請負工事必携参照）

2-1-2　10. 再生材の使用（土木請負工事必携参照）

3-1-1-7　2.工事完成図

第３条　　共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第１編　共通編

１－１－１－２（用語の定義）

（監督職員）

１．総括監督員は、地域づくり課長とする。

２．監督員は、地域づくり課　　浅川　とし、主任監督員と一般監督員の業務を兼ねる。

1-1-1-11 工事の下請負

（下請者）

下請負者が奈良県の建設工事に係る入札参加資格者である場合には、入札参加停止期間中でないこと。

1-1-1-21 建設副産物

（再生資源利用計画・再生資源利用促進計画）

再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ＨＰ又は国土交通省ＨＰからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体及び電子データで提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に揚げなければならない。

1-1-1-26 施工管理

（出来高数量の提出）

受注者は、監督職員の指示があった場合、指示があった時点での出来形数量を算出し、その結果を指定した期日までに提出するものとする。

（標示板の設置）

標示板は、契約締結後速やかに予告の意味も含め工事区間の起終点に配置し、配置後、設置状況及び記載内容を確認できるよう近接で撮影した写真を監督職員に提出すること。

標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1を参考とする。また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成27年6月22日付け技第78号）によるものとし、本工事において、工事内容は「水路の法面をなおしています」とする。

また、法令上の掲示義務がある看板について、掲示主体・設置期間・設置場所・表示内容を把握し、必要な看板を漏れなく掲示すること。

図１



図１

（１）標示板の材質は木製とする。

（２） 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

（３） 縁の余白は２ｃｍ、縁線の太さは１ｃｍ、区画線の太さは０．５ｃｍとする

1-1-1-27 履行報告

（工事履行報告書の提出）

受注者は、工事打合せ簿（報告事項）として、施工計画に示した計画工程表等に実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに監督職員に提出するものとする。

また、週間工程表については、監督職員が指示した場合のみ作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに監督職員に提出するものとする。

1-1-1-30 工事中の安全確保

（近接施工）

① ~~本工事区間に隣接して○○の○○施設があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会のうえ、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行ない、支障をおよぼさないようにすること。保安対策の打合せを行なった時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写を監督職員に提出するものとする。~~

~~なお、打合せの結果、保安対策の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

② ~~受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。~~

③ ~~配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と事故防止対策について協議すること。~~

（地下埋設物等の調査）

~~予想される地下埋設物は、下表のとおり。~~

~~受注者は共通仕様書（1-1-1-26工事中の安全確保 16.地下埋設物等の調査）のとおり、「地下埋設物確認書」を監督職員に提出すること。~~

~~なお、「地下埋設物確認書」様式については、下記ホームページの提出書類様式を参照のこと。~~

~~掲載HP ： https://www.pref.nara.jp/52278.htm~~

~~≪予想される地下埋設物調書≫~~

~~確認先／電話~~	~~地下埋設物名~~	~~詳細（設置位置等）~~
――――――	――――――	――――――

1-1-1-34 環境対策

工事箇所における騒音規制や振動規制に関する法律、条例及び規制等に則り適切に作業を行うこと。

（低騒音型・超低騒音型の使用）

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の(新基準'97ラベル)が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、（旧基準'89ラベル）の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼替えを行うこと。

1-1-1-35 交通安全管理

（通行規制）

工事に伴い、通行規制を行う場合には、1-1-1-47による交通誘導警備員及び案内標識の配置図及び設置状況写真を事前に監督員に提出すること。

通行規制に伴い規制区間内の住民生活に支障を及ぼす場合には、監督員のとの協議により規制区間及び時間などを表したチラシを作成し、規制前に関係住民に配布すること。

1-1-1-39 官公庁等への手続等

（届出）

~~本工事において受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等は、下記の通りと想定される。~~

~~必要届出等~~	~~届出等先~~
――――――――	――――――――

1-1-1-47 交通誘導警備員の配置

1. ~~交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。~~

2. ~~交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。~~

3. ~~工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。~~

~~配置場所~~	~~交通誘導警備員~~	~~編成~~	~~昼夜別~~	~~交替要員の有無~~	~~備考~~
~~A地点~~	~~名／日~~	~~交通誘導警備員Ｂ：　名~~			
~~B地点~~	~~名／日~~	~~交通誘導警備員Ｂ：　名~~			

1-1-1-50 建設副産物の処分

（建設副産物の搬出）

1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、（１）～（４）により扱うこととする。

(1) 建設発生土

本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込でいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示あり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更取扱いは、２．によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
建設発生土	奈良県桜井市 477番1 佐々竹建設(株)	7.9 km	日祝祭日を除く 8時～17時(通常)	

(2) 特定建設資材廃棄物

本工事における特定建設資材廃棄物については、再資源化等施設に搬出するものする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、２．によるものとする。

但し、建設工事請負契約書における「７　解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」に定める事項については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	―――	―――	―――	―――
ｱｽﾌｧﾙﾄ塊	―――	―――	―――	―――

2.　本工事の施工により発生する建設副産物の搬出について、受入施設の変更にかかる設計変更の取り扱いは以下のとおりとする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の（１）～（５）である。

(1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合

(2) 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合

(3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合

(4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合

(5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、受注者の都合による受入施設の変更は、監督職員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って、また、建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等関係法令や「建設副産物適正処理推進要綱」などに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

3. 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員又は検査職員に提示 しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

第２編　材料編

第2節 工事材料の品質

2-1-2-3 試験を行う工事材料

~~（施工前に試験を行う工事材料）~~

~~受注者は工事に使用する材料のうち、下記の材料、受注者が確認を必要と判断した材料及び監督職員の指示した材料について、施工するまでに試験を行わなければならない。~~

~~対象材料の指示は、施工計画等の打合せ時に協議を行い決定するものとし、事前確認書類の提出は、打合せ簿に必要書類を添付して提出するものとする。~~

~~材料名~~	~~品質規格~~	~~試験~~
~~―――――――――――~~	~~―――――――――――~~	~~―――――――――――~~

2-1-2-4 見本・品質証明資料

（現場に材料を搬入する前の品質規格事前確認）

受注者は工事に使用する材料のうち、下記の材料、受注者が確認を必要と判断した材料及び監督職員の指示した材料について、見本又は品質を証明する資料等を工事現場に搬入（注文確定前）するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

対象材料の指示は、施工計画等の打合せ時に協議を行い決定するものとし、事前確認書類の提出は、打合せ簿に必要書類を添付して提出するものとする。なお、一覧様式については、下記ホームページの提出書類様式（品質規格事前確認様式）を用いても良い。

掲載HP ： https://www.pref.nara.jp/52278.htm

材料名	品質規格	適用
設計書　機労材集計リスト参照		